

2025年2月20日

各位

会社名 K L a b株式会社
代表者名 代表取締役社長 森田 英克
(コード番号：3656)
問合せ先 専務取締役 高田 和幸
E-mail ir@klab.com

第2回無担保社債（私募債）の払込日の決定に関するお知らせ

当社は、2025年1月8日（以下「決議日」といいます。）付の取締役会において決議いたしました、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「本社債権者」といいます。）を割当先とする第2回無担保社債（私募債）（以下「本社債」といいます。）の発行に關しまして、払込期日を2025年2月21日とすることを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本社債の発行に關する詳細は、決議日付当社プレスリリース「[第三者割当による行使価額修正条項付第20回新株予約権及び無担保社債（私募債）の発行に關するお知らせ](#)」をご参照ください。

記

<本社債の概要>

- | | |
|-----------|---|
| 1. 名称 | K L a b株式会社第2回無担保社債 |
| 2. 社債の総額 | 金1,000,000,000円 |
| 3. 各社債の金額 | 金25,000,000円 |
| 4. 払込期日 | 2025年2月21日 |
| 5. 償還期日 | 2027年2月1日 |
| 6. 利率 | 年利0.0% |
| 7. 発行価額 | 額面100円につき金100円 |
| 8. 償還価額 | 額面100円につき金100円 |
| 9. 償還方法 | ① 満期一括償還
② 本社債権者は、当社に対する遅くとも5営業日前までの通知をもって、かかる通知に定められている期限前償還日（同日が営業日でない場合は、その直後の営業日）に、本社債の償還金額の累計額が第20回新株予約権の行使によりマッコーリー・バンク・リミテッドから当社に対して払い込まれた金額の累計額を超えない範囲でのみ、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部の期限前償還を求めることができます。その結果、第20回新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、優先的に本社債の償還に用いられる見込みです。
③ 当社は、本社債権者に対する遅くとも20営業日前までの通知をすることで、かかる通知に定められている期限前償還日に、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部を期限前に償還することを本社債権者に対して請求することができます。
④ 本社債権者は、(i)当社の財務諸表、中間財務諸表又は（本社債権者が要求する場合は）月末時点の単体ベースの会計帳簿上において、当社名義で実質的に保有する非拘束の現金及び預金等（当社が保有する一部の有価証券の時価評価額及び金融機関からの借入残高を考慮）の金額が、(a)残 |

存する本社債及び(b)6ヶ月以内に支払期限が到来する債務（本社債権者が要求した時の銀行口座明細書で証明される）の総額の110%相当額未満となった場合、又は(ii)当社の連結財務諸表、中間連結財務諸表又は（本社債権者が要求する場合は）その要求に係る月末時点の連結ベースの会計帳簿上において、流動負債に分類される金融関連債務及び社債（但し、本社債を除く。）（いずれも本社債の発行日から6ヶ月以内に弁済期を迎えるものに限る。）の合計額が、本社債の発行日以降増加した場合には、その後いつでも（上記各事由が治癒したか否かを問わない。）、償還日の5営業日前までに通知することにより、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で、繰上償還することを当社に対して請求することができます。

- ⑤ 第20回新株予約権発行要項に規定される取得事由が生じた場合や当社がマッコーリー・バンク・リミテッドより第20回新株予約権の買取請求を受けた場合、第20回新株予約権に係る買取契約の解除事由が発生した場合等には、当社はその時点で残存する本社債を期限前償還するものとされております。

10. 総額引受人

マッコーリー・バンク・リミテッド

以上